

輪島市監査公表第 39 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により執行した監査の結果について、同条第 9 項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成 27 年 11 月 26 日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成27年11月18日（水） 健康推進課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 小山 栄

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成27年度の監査資料（平成27年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成26年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○健康推進課では、「市民一人一人の健康づくりと、介護状態になっても暮らしやすい町づくり」を目標に、妊婦から高齢者に至るまでの生活支援に多岐にわたり取り組んでいる。一方、高齢者福祉に関して「介護保険事業計画」では介護施設を増やさない方針が出された現状である。このことは財政的に限られた予算の中では地域の協力を得ながら「居宅サービス」を重点とした施策への転換を求めざるを得ないことを意味する。中でも「認知症」対策においては、今後地域全体で見守り・助け合う体制の構築が喫緊の課題であり、各地区組織との連携を強化し、様々な事業を有効に展開しサービス提供体制の確保に努められたい。

○「限界集落対策」や「高齢化対策」が輪島市でも重要かつ緊急の課題となっている。そのことによって生じる「買物難民」の問題は、全国の過疎地と共に当市でもが抱える大きな問題である。輪島市では、平成23年度に県の補助事業「地域支え合い体制づくり事業」により、市内3業者による買い物弱者に対する支援が行われて一定の効果を上げている。今後より深刻になるこの問題に対して、各地域の支援を必要とする高齢者等の現況を把握し、速やかに対応していただくよう、より一層の尽力をお願いしたい。

○予算執行において、事業実施状況を精査した結果、やむなく「不用額」が見込まれる場合は、速やかに減額補正をお願いする。

○「老人福祉施設入所措置費負担金」の滞納については諸般の事情は理解するものの、滞納額削減に向け具体の計画を立て着実に取り組んでいただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。